

焼却灰（天然木由来）の利用の手引き（概要版）

第1 はじめに

1 趣旨

- 木質バイオマス専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰の利用を促進するため、焼却灰を排出する方が自ら利用する場合や販売などをする場合の適切な取扱いに向けて必要な事項を整理。

2 対象とする焼却灰

- 木質バイオマス専焼ボイラーで、製材由来や林地残材などの木材等※を原料として、チップ・おか粉・ペレット・薪などに加工したものを燃焼させて生じた「燃え殻」「ばいじん」。

※ 塗料や薬剤などの化学物質により処理された木材、海中貯木された木材、家屋などの解体木材、砂礫付着が多い木材及び履歴不明な木材を除く。

3 基本事項

- 焼却灰の性状や取扱い形態などから廃棄物に該当せず、生活環境の保全上支障が無い利用が可能な場合は、自ら利用や他人への販売といった有効利用が可能。

4 自ら利用する方の務め

- 焼却灰を飛散や流出、地下への浸透をさせないように保管。
- 地域住民の生活環境の保全に支障のないように細心の注意を払い、適切に有効利用。

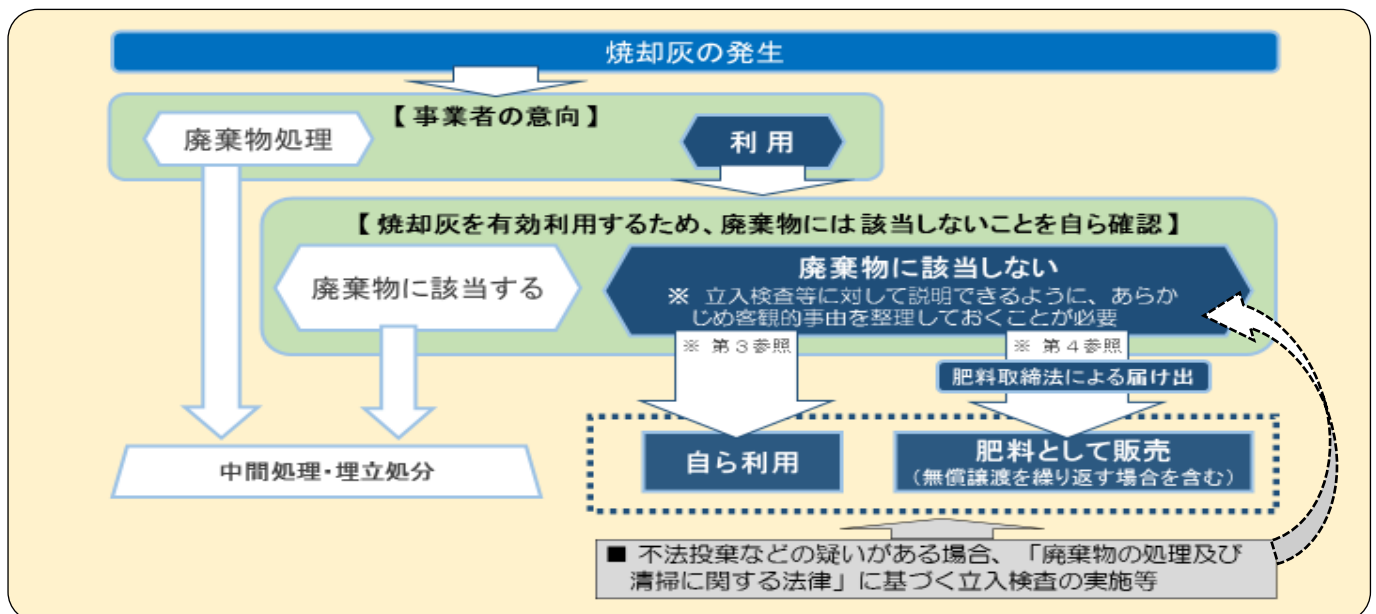
5 販売・無償譲渡する方の務め

- 肥料・土壌改良材として販売や無償譲渡を繰り返す場合は、肥料取締法に基づき届出。

6 有効利用者の責任

- 焼却灰の利用者は、瑕疵により地域住民の生活環境の保全に支障を与えた場合は、責任を持って対応。
- 有効利用の目的に合わない過度な利用などは、廃棄物の不法投棄に該当する場合があります。

第2 有効利用に向けた取扱いの流れ



第3 自ら利用する場合

- 焼却灰を排出する方が自ら利用する場合、あらかじめ「焼却灰の性状」「排出の状況」「通常の取扱い形態」「取引価値の有無」「占有者の意思」を総合的に勘案して廃棄物に該当しないことを確認し、客観的事由などを整理。

第4 肥料等として販売などをする場合

- 焼却灰を排出する方が肥料等への利用に向けて販売や無償譲渡をする場合も、第3と同様に整理。
- なお、肥料として販売する場合は、法に基づき、特殊肥料生産業者と肥料販売業務開始を届出。

○ 詳細は「焼却灰（天然木由来）の利用の手引き」を参照

北海道庁ホームページ内林業木材課のページ

http : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/chizai/syokyakubainoriyounotebiki.htm>